

## 『業務災害補償プラン』のご案内

業務災害補償プランは全国中小企業団体中央会を保険契約者とし、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者を加入者とするタビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)の団体契約です。

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク状況による割引25%を適用した場合

『業務災害補償プラン』は随時受付中です。今すぐご検討下さい!  
毎月末日までに申込みいただくと翌月1日から1年間の保険期間で加入できます

★**熱射病・日射病**はもちろん、政府労災で認定された  
**精神障害、脳・心疾患**などの**疾病**や**自殺**等も**補償対象**。

★建設業の場合「**経営事項審査制度**」での**加点評価の対象**とすることができます。

※本プランは国土交通省の告示に規定されている法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計していますが、審査時の加点を保証するものではありません。

★**社長・役員・全従業員（パート・アルバイト含む）・下請負人（建設業の場合）・派遣・委託作業者等**の方まで**補償対象**となった場合の保険料です。

下記プラン例で1社

月々

一人あたりの  
保険料では  
ありません。

ご契約プラン例

7,260円

建築事業/年間売上高5,000万円の場合  
業種・年間売上高により保険料は異なります。

死亡・後遺障害補償保険金 支払限度額1名につき	1,000万円
入院補償保険金 支払限度日額1名につき	5,000円 (180日限度)
手術補償保険金 支払限度額1名につき	入院中5万円 入院中以外2万5,000円
通院補償保険金 支払限度日額1名につき	3,000円 (90日限度)
労災認定身体障害追加補償特約	セットあり
使用者賠償責任補償特約 支払限度額「1名」「1災害」それぞれ	1億円
雇用慣行賠償責任補償特約 支払限度額1請求・保険期間中につき	1,000万円
コンサルティング費用補償特約	セットあり
事業者費用補償（ベーシック・実損型）特約 支払限度額1名につき	100万円
職業性疾病補償特約	セットあり
日本国内発生事故のみ補償特約	セットあり

\*お客さまのご希望に応じたプラン設計が可能です。

フリープランにセットできる主な特約は

●天災危険補償特約 ●通院補償金支払に関する特約 ●使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ)(死亡・後遺障害第1～7級)

業種別の保険料例 は裏面をご覧ください。

\*上記保険料は「被保険者数割引20%」「損害率による割引30%」「リスク状況による割引25%」を適用しています。

\*「通院補償保険金」の通院日数には、ギプス等（ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの）を常時装着していた日数は含まれません（補償には「通院補償金支払に関する特約」のセットが必要です）。

※保険料は取扱代理店・扱者にて算出いたします。詳しくは取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## ■業種別・売上高別保険料例

※表面のご契約プラン例と同じ補償内容での試算となります。(保険期間1年)

保険料 (月額)		建築事業	貨物取扱事業	金属製品製造業	卸売業	小売業
売上高 年間	5,000万円	7,260円	9,810円	9,960円	2,030円	3,080円
	1億円	11,420円	16,150円	15,950円	3,170円	4,850円
	3億円	22,270円	36,040円	31,200円	5,710円	9,590円

## ■今や、複雑化する労務リスクへの対策は、経営者の重要な責任です!

業務中の事故により  
従業員が入院!

長時間労働により  
急性脳症を  
発症!

業務中の死亡事故!  
遺族から管理責任  
を問われた!!

セクハラ! パワハラ!  
マタハラ!  
職場での立場  
を利用?



さらに



こんなとき

「業務災害補償プラン」は従業員の業務上災害によるケガだけでなく、  
企業をとりまくさまざまな労務リスクをまとめて補償します。

### 業務災害補償プランの特長

補償の対象となる業務従事者の業務に起因するケガや病気により  
事業者が支出する費用を補償します。

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリット等により、**保険料は最大約58%割引**となります

被保険者数割引(最大20%)・損害率による割引(最大30%)が適用されます。さらにリスク状況による割引(最大25%)があります。

- 労災事故に備える『**使用者賠償責任補償**』が**標準セット**です

従業員の労災事故に対して、安全配慮義務違反等の民事上の責任が発生した場合に、事業者が負担する損害賠償責任を補償します。  
さらに、**役員個人**の損害賠償責任も補償します。

- 政府労災で認定されたうつ病等**精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺**なども補償します。

「**労災認定身体障害追加補償特約**」でお支払いします。

- パワハラ、セクハラ、不当解雇、差別的行為**による事業者、役員・使用人の法律上の損害賠償責任を補償します。「**雇用慣行賠償責任補償特約**」でお支払いします。

- 業務中の**地震・噴火、これらによる津波等の天災によるケガ等**を補償する特約もセット可能です。

「**天災危険補償特約**」でお支払いします。

資料請求・お問合せは、下記項目をご記入いただき、本紙を右記番号宛にFAXしてください。

- 資料希望    保険料試算希望    詳しい説明希望

FAX  
**092-534-6336**

貴社名		ご担当者	
ご住所			
TEL		FAX	
業種	年間売上高	万円	従業員数
			名

\*ご提供いただいたお客さまの情報については、本チラシ記載商品のご案内するために利用します。

本チラシ記載商品のご案内のため、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)取扱代理店・扱者へ本情報を提供することをあらかじめ同意のうえ、お申込みください。

- このチラシは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「業務災害補償プランパンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、引受保険会社にお問合わせください。
- タビズ業務災害補償保険の「普通保険約款・特約集」、「保険証券」は保険契約者(全国中小企業団体中央会)に交付されます。
- 「業務災害補償プラン」の正式名称はタビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)です。

団体名・組合名 **協同組合 福岡情報ビジネス**

【引受保険会社】 **あいおいニッセイ同和損害保険(株) 北九州支社** 【取扱代理店・扱者名】 **協同組合 福岡情報ビジネス**  
 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1AIMビル8F    〒810-0033 福岡市中央区大宮2-3-7  
 TEL.093-521-5101    TEL.092-534-6331 FAX.092-534-6336